

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考1中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第13号様式中

「

主幹教諭、指導教諭及び教諭	人
助教諭	人
講師	人

」を

「

主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭	人
助教諭	人
講師	人

」に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。